

新型コロナウイルス感染症 への対応について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用や、せきエチケットの徹底、周りの方との距離を保った行動にご協力ください。また、**持参された鉛筆もご利用いただけます。**

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

投票所入場券は

各世帯あてに郵送します。投票所入場券は、1枚に2名分が記載されたハガキになっていますので、開いてご確認ください。

もし、紛失した場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に記載されていれば、投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報は

配布時期のばらつきをなくすため、市内一斉に新聞（朝刊）に折り込んで配布します。新聞をとっていない方は、市役所・各総合支所・各公民館など、市の施設にも備えていますので、ご利用ください。

代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により、投票用紙を書くことができない方は投票所の係員が代筆します。投票の秘密は、固く守られますので、安心してお申し出ください。

また、目の不自由な方は、点字投票をすることもできます。

病院などの不在者投票は

病院や老人ホームなどに入院または入所している方で、投票日に投票に行けない方は、その病院や老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。

ただし、不在者投票ができる施設は、都道府県選挙管理委員会が指定した施設に限られます。

詳しくは、各施設、または、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便による不在者投票は

身体障害者手帳等を交付されている両下肢・体幹・心臓・移動機能・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障がいのある方、および介護保険被保険者の方で、要介護5のため、投票所へ行くことがで

きない方は、自宅で郵便等投票をすることができません。

また、前記の対象者で、上肢・視覚の障がい程度が1級の方は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た方（選挙権を有する者）を代理人として投票に関する記載をさせることができます。

なお、郵便等投票の請求は、投票日の4日前の11月11日（水）までです。

今回はじめて郵便等投票をする場合には、あらかじめ市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付申請が必要になります。

また、手帳の等級などによっては、郵便等投票ができないこともありますので、お早めにご相談ください。

通所介護施設による移動支援

市内のデイサービスなど通所型の施設を利用していただく方で、期日前投票所での投票を希望する方は、施設により専用車などを使用し、投票所へ送迎するという移動支援を利用することができます。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

候補者のポスターに 手をふれないように

市内各所の公営ポスター掲示板に貼られたポスターをいたずらして破ったり、汚したりすると処罰されます。

また、破れたポスターや、こわれた掲示板を見つけたときには、市選挙管理委員会までお知らせください。

インターネット等による 選挙運動の解禁

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。詳細は市のホームページをご覧ください。

開票は

投票日当日に、次の場所（開票所）で行います。

・マルワ・アリーナとちぎ

（栃木市総合運動公園総合体育館）

栃木市川原田町760番地

午後8時10分～ サブアリーナ

問合せ

栃木市選挙管理委員会

☎ (21) 2531